

令和7年9月11日

各所属長 様

行政管理課長

働き方改革交渉の結果等について

令和7年7月22日（金）に「短時間勤務職員（仮称）制度の創設及び時間外割増率の時限的な引上げについて」に関する提示を行い、同年8月29日（金）に高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）と働き方改革に関する行政管理課長交渉及び総務部長交渉を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 交渉における主な回答等

●制度導入の経緯・趣旨

- ・ 男性の育休取得を促進し、「共働き・共育て」を進める中で、生活と仕事を両立させるために、長時間労働の是正に努める必要があると考えたところ。
- ・ （株）ワーク・ライフバランスとの意見交換の中で様々な提案を受け、県が隗より始める取組として、働き方改革の実施の検討に至ったもの。
- ・ 長時間労働の是正の取組が、コストカット型から、高付加価値型の労働にシフトすることにつながるものと考え、県内民間にも波及させたいと考えている。
- ・ まず県庁が隗より始め、それが庁外に広がることを期待している。
- ・ これまで時間外勤務の取組を実施してきたが、こうした取組に加えてマンパワー確保のための仕組みが必要と認識。
- ・ 時間外勤務の割増率の引上げにより、管理職を含めた職員一人ひとりが時間外勤務が特別なものと認識し、勤務時間内に業務を遂行するという意識変化につなげたいと考えている。

●働き方改革の取組

- ・ 知事の本気度について記者発表で発信したいと考えている
- ・ 職員向けにも取組の趣旨を伝えていく。

●短時間勤務職員制度

- ・ 来年4月から配属できるよう、9月議会閉会后速やかに募集を開始したいと考えている。
- ・ 採用数はそれほど多くない想定であり、県政運営指針に記載している3,400人以内の体制確保に向けてしっかりと取り組みたい。

●時間外勤務手当の割増率の増

- ・ ご指摘のあった「不当な締め付け」をする考えはなく、適切な時間管理に努めていく。